

第 6 回添削問題 解答解説（関税法）

〔語群選択式〕 - 各問題 5 点（1 点×5）

第 1 問 イー① ロー⑨ ハー⑥ ニー⑧ ホー⑮

（イ ①特例申告貨物）を除く、外国貨物を（ロ ⑨輸入申告）の後、輸入の許可前に引き取ろうとする者は、（ハ ⑥関税額）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。

この承認を受けて引き取られた貨物を、輸入許可前に外国に向けて送り出そうとする時には、税関長の（ニ ⑧輸出許可）を受けなければならない。

また、引取られた貨物について関税法 72 条（関税等の納付と輸入の許可）の適用については、（ホ ⑮外国貨物）とみなす。

第 2 問 イー⑨ ロー⑥ ハー② ニー⑭ ホー⑩

関税法 12 条 1 項（延滞税）に規定する「法定納期限」とは、関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、（イ ⑨当該許可の）日）とされている。ただし、次の（1）から（3）までに掲げる関税については、それぞれに定める期限又は日とされている。

- (1) 関税法 9 条の 2 第 1 項から 3 項まで（納期限の延長）の規定により納付すべき期限が延長された関税（ロ ⑥当該延長された）期限
- (2) 関税法 73 条 1 項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定により税関長の承認を受けて引き取られた貨物につき納付すべき関税 当該関税に係る関税法 7 条の 17（輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知）の書類若しくは（ハ ②更正通知書）又は関税法 9 条の 3（納税の告知）の規定による納税告知書が（ニ ⑭発せられた）日（これらの書類が 2 回以上にわたって（ニ ⑭発せられた）場合には、その最初に（ニ ⑭発せられた）日）
- (3) 関税法又は関税率法その他関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税（ホ ⑩当該事案が生じた）日（関税法 9 条、同法 12 条）

第 3 問 イー④ ロー⑩ ハー⑨ ニー⑮ ホー②

(関税法 9 条、関税法 9 条の 2)

- 1 納税申告をした者は、原則としてその申告に係る書面又は更正通知書に記載された納付すべき税額に相当する関税を、当該申告に係る貨物を輸入する日までに国に納付しなければならないとされている。ただし、次の (1) から (3) までに掲げる税額に相当する関税の納税義務者は、その関税をそれぞれに定める日までに国に納付しなければならないとされている。
 - (1) 期限後特例申告書に記載された納付すべき税額 (イ ④当該期限後特例申告書を提出した日)
 - (2) 輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額 (ロ ⑩当該修正申告をした日)
 - (3) 関税法第 7 条 16 第 2 項 (更正及び決定) の規定による決定がされた後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額 (ハ ⑨当該更正通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日)
- 2 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出した場合において、当該期限内特例申告書に記載された納付すべき税額に相当する関税を納付すべき期限に関し、(ニ ⑮特例申告書の提出期限) までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出し、かつ、当該期限内特例申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提出したときは、当該税関長は、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、当該納付すべき期限を (ホ ②2 月以内) に限り延長することができる。

第 4 問 イー⑫ ロー⑧ ハー⑦ ニー④ ホー⑨

(関税法 14 条)

- 1 関税についての更正、決定又は賦課決定は、これらに係る関税の (イ ⑫法定納期限等) から (ロ ⑧5 年) (関税法 6 条の 2 第 1 項 2 号イ又はホ (税額の確定の方式) に規定する関税で課税標準の申告があったものに係る賦課決定については、(ハ ⑦3 年)) を経過した日以後においては、することができない。
- 2 記 1 の規定により更正をすることができないこととなる日前 (ニ ④6 月) 以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴って行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、上記 1 の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から (ニ ④6 月) を経過する日まで、することができる。
- 3 偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納

付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税についての更正、決定又は賦課決定は、上記 1 及び 2 の規定にかかわらず、(イ ⑫法定納期限等) から (ホ ⑨7 年) を経過する日まで、することができる。

第 5 問 イー⑨ ロー⑦ ハー⑬ ニー① ホー⑭

(関税法 4 条)

- 1 保税工場における保税作業による製品である外国貨物に対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場に置くことが承認された時又は (イ ⑨保税工場において保税作業に使用することが承認された時) における現況による。
- 2 保税蔵置場にある外国貨物で、亡失したものに対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、(ロ ⑦亡失の時) における現況による。
- 3 1 年の範囲内で税関長が指定する期間内に積み込まれる船用品の積み込みについて一括して税関長の承認を受けて保税地域から引き取られた船用品で、当該承認の際に税関長が指定した積み込みの期間内に船舶に積み込まれないものに対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、(ハ ⑬保税地域から引き取られた時) における現況による。
- 4 税関長に収容された外国貨物で公売に付されるものに対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、(ニ ①公売の時) における現況による。
- 5 保税展示場に入れられた外国貨物で、保税展示場以外の場所において使用する必要があるものにつき、税関長が期間及び場所を指定し、保税展示場以外の場所で当該外国貨物を使用することを許可した場合において、その指定された場所にその指定された期間を経過した後置かれているものに対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、(ホ ⑭保税展示場以外の場所で使用することが許可された時) における現況による。

[択一式・複数選択式] - 各問題 5 点 -

(※複数選択式では、選択した複数の解答のすべてが正解した場合のみ得点)

第 1 問 2、3

- 1 誤り。外国の船舶が公海上で採捕した水産物は、外国貨物である。その外国貨物を公海上で本邦の船舶に積み替えたとしても内国貨物にはならない。輸入許可によ

- り内国貨物になる。
- 2 正しい。収容された外国貨物で、公売に付され買受人が買い受けたものは、関税法 74 条（輸入を許可された貨物とみなすもの）の規定により、輸入を許可された貨物とみなされる。
 - 3 正しい。沿海通航船が本邦の領海内で外国貿易船から外国貨物である船用品（外国貨物）を受け取る行為は、輸入に該当する（関税法 2 条 1 項 1 号）。
 - 4 誤り。海外からの旅客が税関検査前に置き去ったもので、税関が占有した物件、いわゆる領置物件は、外国貨物であり、その返還に先立ち関税が徴収されたものは、内国貨物である。なお、領置物件が公売に付され、もしくは随意契約により売却され買受人が買い受けたものも内国貨物とみなされる（関税法 74 条）。
 - 5 誤り。特殊船舶とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち、外国貿易船以外のものをいうが、特殊船舶から外国の軍艦、自衛隊の船舶や海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船は除かれている（関税法 15 条の 3 第 1 項、同法施行令 13 条の 3）。

第 2 問 3、4

- 1 誤り。輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに課税標準となるべき数量及び価格（特例申告に係る貨物については数量及び価格）その他必要な事項を財務大臣ではなく、税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない（関税法 67 条）。
- 2 誤り。輸入貨物そのものには、原産地は、正しく表示されているが、包装には、原産地が表示されていない場合は、輸入は、許可される。ただし、もし包装に原産地について直接、間接に偽った表示や誤認を生じさせる表示がある場合には、輸入は、許可されない（関税法 71 条 1 項）。
- 3 正しい。本邦に本店又は主たる事務所を有しない法人である輸入申告を行うべき者が本邦にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合において、輸入申告を行う必要があるときは、その者は、当該輸入申告を行わせるため、本邦に本店又は主たる事務所を有する者で当該輸入申告を行うにつき便宜を有するものうちから税関事務管理人を定めなければならない（関税法 95 条 1 項）。
- 4 正しい。特例申告貨物の輸入申告の際に、原則として特惠原産地証明書を税関長に提出する必要はない（関税暫定措置法施行令 27 条 1 項 3 号）。
- 5 誤り。特例輸入申告を行う場合には、特例申告貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌々月末日ではなく翌月末日までに許可をした税関長に提出しなければならない（関税法 7 条の 2 第 2

項)。

第 3 問 1、2

- 1 正しい。無償で輸出される貨物の輸出申告書に記載すべき価格は当該貨物が有償で輸出されるものとした場合の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格 (FOB 価格) とする (関税法施行令 59 条の 2 第 2 項)。
- 2 正しい。特定委託輸出申告を行うときは、その申告に係る貨物が置かれている場所から当該外国貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託しなければならない (関税法 67 条の 3 本文)。
- 3 誤り。関税法 70 条において他法令の証明の時期の特例はないので、承認を要する貨物については、輸出申告の際に証明しなければならない。
- 4 誤り。特定輸出申告の際に仕入書を提出した場合、仕入書を保存する義務はない (関税法施行令 59 条の 12 第 5 項)。
- 5 誤り。原則として「本船扱い」「ふ中扱い」は、あらかじめ税関長の承認を受ける必要がある。そして、外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告を行う。 (関税法 67 条の 2 第 2 項)。しかし、特定委託輸出申告の場合は、「本船扱い」の承認は不要であり、申告もいずれかの税関長に対し輸出申告 (政令で定める貨物に係るものを除く。) をすることができる (関税法 67 条の 3 本文)。

第 4 問 3、4

- 1 誤り。前段は正しい。課税価格の総額が 20 万円以下の物品の輸入の場合、締約国原産地証明書は不要である。しかし、後段のような規定はない。
- 2 誤り。「オーストラリア協定原産品申告書」による場合には、税関長がその提出の必要がないと認める場合を除いて、貨物の契約書、仕入書、その他、当該貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類を併せて提出しなければならない。しかしながら、問題にある締約国原産地証明書を提出する場合には、このような書類は、不要である。また、締約国原産地証明書は、輸入者は、作成できない。
- 3 正しい。締約国原産品申告書は、輸入申告の日においてその作成の日から 1 年を経過したものであってはならない (関税法施行令 61 条 5 項)。
- 4 正しい。関税法 73 条 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) に規定する税関長の承認を受ける場合には、輸入申告又は申告後相当と認められる期間内に、締約国原産地証明書を提出しなければならない。

- 5 誤り。この場合、原産地証明書の他に運送要件証明書の提出が必要となる。

第 5 問 1

- 1 正しい。保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、関税法 43 条の 2 第 1 項（外国貨物を置くことができる期間）の規定により、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から 2 年とされており、その期間の計算に当たっては、他の保税蔵置場に置かれていた期間が通算される。
- 2 誤り。そのような規定はない。積み戻すことも可能である。
- 3 誤り。保税工場の許可を受けた者は、貨物の収容能力を増加するときは、あらかじめその旨を税関に届け出る必要がある（関税法 44 条）。
- 4 誤り。税関長の承認を受けて、外国貨物と内国貨物とを混じて使用したときは、これによってできた製品のすべてではなく、当該外国貨物の数量に対応するものを外国から本邦に到着した外国貨物とみなす（関税法 59 条 2 項）。
- 5 誤り。保税蔵置場の業務を中止しようというときは、あらかじめ届け出なければならない。又、再開の場合もあらかじめ届け出ればよい（関税法 46 条、同法施行令 39 条 2 項）。

第 6 問 2、4、5

- 1 誤り。修正申告は税関長による更正があるまでの期間に限り行うことができる（関税法 7 条の 14 条 1 項）。
- 2 正しい。課税価格が 20 万円以下である郵便物に対する関税額の確定は、原則として賦課課税方式による。しかし、関税法 67 条の申告を行う旨の申出があった場合は、申告納税方式が適用される（関税法 6 条の 2 第 1 項 2 号ロ及び同法施行令 66 条の 3）。
- 3 誤り。関税暫定措置法 8 条（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とする製品の減税）の規定の適用を受けて輸入される貨物についても特例申告を行うことはできる。なお、関税暫定措置法 8 条が適用する貨物は、特惠関税を利用することはできない。
- 4 正しい。納税申告の後に、修正申告を行ったが、その修正申告は、その申告に係る関税についての調査があることにより、当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでない場合で、調査通知があった後に行われたものであるときには、5%の過少申告加算税が課される（関税法 12 条 1 項カッコ書き、同条 4 項）。

- 5 正しい。税額の計算の基礎となるべき事実で、隠匿し、又は仮装されたものに基づき期限後特例申告書の提出若しくは、修正申告又は更正決定があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、関税について、無申告加算税等を課されたことがある場合には、重加算税の額は、10%（100 分の 10）加算される（関税法 12 条の 4 第 3 項）。

第 7 問 2、4、5

- 1 誤り。BP 承認により引き取られた貨物に係る関税につき BP 承認前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、「当該通知書が発せられた日の翌日」から起算して 1 月を経過する日までに納付しなければならない（関税法 9 条 2 項 3 号）。問題文では、起算日が「当該通知書が発せられた日」となっている。
- 2 正しい。輸入許可後にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額は、当該通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日までに納付しなければならない（関税法 9 条 2 項 5 号）。
- 3 誤り。関税定率法の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税の法定納期限は、当該事実が生じた日である（同法第 12 条第 8 項第 6 号）。
- 4 正しい。輸入の許可後にした修正申告に係る書面に記載された納付すべき税額の納期限は、当該修正申告をした日である（同法第 9 条第 2 項第 4 号）。
- 5 正しい。過少申告加算税に係る納期限は、賦課決定通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日と納付の起因となった関税に係る貨物の輸入許可の日といずれか遅い日である（同法第 9 条第 3 項）。

第 8 問 4

- 1 特定保税運送の場合、運送の日の翌日から起算して 7 日以内に運送先に到着しないものについては、当該貨物が発送された時の性質及び数量により課される（関税法 4 条 1 項 5 号の 2）。
- 2 収容された外国貨物で随意契約により売却されるものは、売却された貨物を買受人が買受けた時に事実上の輸入と同一視すべき状態におかれることになるので、その関税は、随意契約によって売却される時の性質及び数量により課される（関税法 4 条 1 項 7 号）。
- 3 総合保税地域に入れられた外国貨物で当該総合保税地域における販売又は消費を目

的とするものについては、総合保税地域に当該販売又は消費を目的とした外国貨物を入れることを税関に届け出た時にその性質及び数量が確認されているので、その関税は、届出の時の性質及び数量により課される（関税法 4 条 1 項 3 号の 2）。

- 4 保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認（蔵入承認）を受けたもの、課税物件確定の時期の原則は、当該承認を受けたときであるが、例外的に長期蔵置することで欠減が生ずるものとして政令で定めるもの（アルコール分 50%以上で 2 リットル以上の容器に入った特定の酒類）については、輸入申告の時ににおける貨物の性質及び数量により関税が課される（関税法施行令 2 条 1 項）。
- 5 当該機用品の積込みが承認された時の性質及び数量により課される。

第 9 問 2、3、4

- 1 誤り。災害により関税を納付することができない事由が生じた場合には、税関長は、その関税に係る延滞税につき、その事由が生じた日からその事由が消滅した日後 10 日ではなく 7 日を経過した日までの期間に対応する部分の金額を限度として延滞税を免除することができる（関税法 12 条 8 項 3 号ロ）。
- 2 正しい。国税徴収法 153 条 1 項（滞納処分の停止の要件等）の規定による滞納処分の執行の停止をした場合で、その停止をした関税に係る延滞税のうち当該執行の停止した期間に対応する部分の金額に相当する金額を限度として税関長は、その延滞税を免除することができる（関税法 12 条 7 項 1 号）。
- 3 正しい。税関長が国税徴収の例により滞納に係る関税の全額を徴収するために必要な財産を差し押さえた場合、その差し押えに係る関税を計算の基礎とする延滞税につき、その差し押えがされている期間に対応する部分の金額のうち特例延滞税額を超える部分の金額に相当する金額を免除する（関税法 12 条 8 項 2 号）。
- 4 正しい。納税申告がされており、かつ、その申告に係る納付すべき税額を減少させる更正があった後に、当該関税額について修正申告又は増額更正があった場合（特定修正申告又は特定更正による場合を除く）、当該申告又は期限後特例申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該関税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）の翌日から当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数及び当該減額更正に係る更正通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づく更正である場合には、同日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告がされ、又は当該増額更正に係る更正通知書が発せられた日までの日数を控除して延滞税が計算される（関税法 12 条 10 項）。

なお、「特定修正申告」とは、偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税

の払戻し若しくは、還付を受けた者が当該関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされた修正申告をいう。また、「特定更正」とは、偽りその他不正の行為により関税を免れ、又は関税の払戻し若しくは、還付を受けた者についてされた当該関税に係る更正をいう。

- 5 誤り。納税申告がされた後に、法定納期限から 1 年を経過する日後に修正申告がされた場合は、その法定納期限から 1 年を経過する日ではなく、法定納期限から 1 年を経過する日の翌日から当該修正申告がされた日までの日数を控除して延滞税が計算される（関税法 12 条 10 項）。

第 10 問 3

- 1 誤り。税関長は、著作権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、その認定をするため必要があると認めるときは、文化庁長官ではなく専門委員に対して、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる（関税法 69 条の 5）。
- 2 誤り。認定手続が執られた場合、政令に定めるところにより、認定手続の通知を受けた日から原則として 10 日を経過する日までの期間内で、かつ、認定手続が行われている場合に限り、税関長に対し当該認定に係る貨物が当該行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができるのは、不正競争防止法 2 条 1 項 10 号に規定する営業秘密不正使用行為を組成する物品の場合である。したがって、周知表示混同惹起行為を組成する物品などの不正競争防止法違反物品の場合は、行うことができない（関税法 69 条の 7 第 1 項後段）。
- 3 正しい。輸出差止申立てが受理された商標権者が、当該申立てに係る貨物についての認定手続中に、税関長に対し当該貨物の点検を申請した場合は、税関長は、点検の機会を与えなければならない（関税法 69 条の 4 第 4 項）。この申請は、輸出差止申立人のほか、輸出しようとする者も行うことができる。なお、注意が必要なのは、問題にある「貨物の点検」についての申請はできるが、「貨物の見本の検査」の承認申請は行うことができない。この点は、区別して理解したい。但し、輸入差止の場合は、いずれも行うことができる（関税法 69 条の 13 第 4 項、69 条の 16 第 2 項）。
- 4 誤り。意匠権者が、自己の意匠権を侵害すると認める貨物について輸出差止申立てを行う場合において当該申立てが効力を有する期間として希望することができる期間は、4 年以内に限る（関税法 69 条の 4 第 1 項、同法施行令 62 条の 3 第 5 号）。

- 5 誤り。仮陸揚げ貨物のうち、外為法 48 条 1 項により、経済産業大臣の輸出許可が必要な貨物である場合には、輸出の規定が適用されるので、認定手続きを執らなければならない（関税法 75 条 1 項かっこ書き）。しかし、これに該当しない仮陸揚げ貨物の場合は、認定手続きを執る必要はない。すべての場合に認定手続きを要するとする本問は、誤り。

第 11 問 5

- 1 正しい。関税法 110 条 1 項 1 号の規定は、偽りその他不正の行為により関税を免れ又は関税の払戻しを受けた者に適用される。
- 2 正しい。関税法 110 条 1 項 2 号の規定は、関税を納付すべき貨物について偽りその他不正の行為により関税を納付しないで輸入した者に適用される。
- 3 正しい。通関業者の偽りその他不正の行為により関税を免れ、若しくは関税の払戻しを受け、又は関税を納付すべき貨物を、関税を納付しないで輸入することとなった場合における当該行為をした通関業者については関税法 110 条 2 項の適用がされる。
- 4 正しい。関税法 110 条に違反した者は、10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金に処せられるが、犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の 10 倍が 1,000 万円を超える場合においては、情状により、科せられる罰金は、当該関税又は関税の払戻しの 10 倍に相当する金額以下とすることができる。
- 5 誤り。法人の従業員が法人の業務について関税法 110 条に違反した場合、その行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金を科すことができる、いわゆる両罰規定が適用される（関税法 117 条 1 項）。

第 12 問 4

- 1 誤り。関税の法定納期限等すなわち輸入の許可を受ける貨物については当該許可の日から 5 年を経過した日以後においては、することができない（関税法 14 条 1 項）。申告のあった日から 5 年としている本肢は誤り。
- 2 誤り。申告があったものに係る賦課決定は輸入の日から 3 年を経過した日以後においては、することができない（関税法 14 条 1 項）。
- 3 誤り。納税に関する告知に係る部分の関税については告知に指定された納付に関する期限までの期間、時効の完成が猶予され、当該期限を経過した時（国税通則法 73 条）に時効は更新される（関税法 14 条の 2 第 2 項）。

- 4 正しい。関税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない（関税法 14 条の 2 において準用する国税通則法 72 条 2 項）。
- 5 誤り。更正をすることができないこととなる日前 6 月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から 6 月を経過する日まですることができる（関税法 14 条 2 項）。

第 13 問 1、2、4

- 1 正しい。税関長は、認定通関業者が関税法の規定に従って輸出業務を行わないなどによって、関税法の実施を確保する必要があると認めるときは、法令遵守規則若しくは、当該規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置を構ずること又は当該規則を新たに定めることを求めることができる（関税法 79 条の 2）。
- 2 正しい。関税法 79 条 3 項では、認定通関業者の認定基準が定められているが、そのひとつに「認定を受けようとする者が、通関手続きを電子情報処理組織を使用して行うことその他輸出及び輸入に関する業務を財務省令で定める基準に従って遂行できる能力を有していること(同項 2 号)」とある。したがって、電子情報処理組織を使用して行う能力を有していなければ認定通関業者の認定は、受けることができない。
- 3 誤り。現に受けている通関業の許可について、その許可を受けた日から 3 年を経過していない者は、認定通関業者の認定を受けることができない（関税法 79 条 3 項 1 号ハ）。
- 4 正しい。関税法 79 条 1 項に規定する認定を受けようとする者は、通関業法 6 条 1 号（欠格事由）に規定する心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるものに該当する場合には、当該認定を受けることができない。（関税法 79 条 3 項 1 号ニ）。
- 5 誤り。「申請者の住所又は居所及び氏名又は名称」に変更があったときには、遅滞なく、その旨を当該認定をした税関長に届け出なければならない（関税法施行令 69 条 1 項 1 号、5 項）。

第 14 問 1、2、3

- 1 正しい。関税法 80 条（貨物の収容）に規定する収容は、税関長の処分の一つであり、これに不服がある場合には、財務大臣に審査請求することができる。
- 2 正しい。関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、再審査

の請求に関する規定の適用については、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなされる（関税法 89 条 2 項）。

- 3 正しい。関税法の規定による税関長の処分について審査請求が行われた場合であっても、行政不服審査法 46 条 1 項（処分についての審査請求の容認）の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消すとき（当該処分の全部を取り消すことについて反対する旨の意見が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）は、財務大臣は、関税等不服審査会に諮問する必要はない（関税法 91 条 3 項）。
- 4 誤り。関税の確定又は徴収に関する処分の取り消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない（関税法 93 条）。
- 5 誤り。関税の確定又は徴収に関する処分についての審査請求は、税関長の再調査の請求を経なくても直接行うことができる。

第 15 問 1、4、5

- 1 正しい。課税価格 20 万円以下の郵便物に係る関税であっても輸入者から関税法 67 条の申告を行う旨の申出があった場合には、申告納税方式により関税額が確定する。
- 2 誤り。関税率法 15 条 1 項（特定用途免税）の適用を受けて輸入された貨物であって、当該輸入の許可の日から 2 年以内に同項各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡された場合は、その譲渡した者からその免除を受けた関税が直ちに徴収され、一定の事実が生じた場合に直ちに徴収される関税に該当する。したがって、賦課課税方式により関税額が確定する（関税法 6 条の 2 第 1 項 2 号ニ）。
- 3 誤り。延滞税は、法律の規定により当然に税額が確定する自動確定方式により関税額が確定する。
- 4 正しい。輸入許可前引取りの承認を受けて引取られた貨物に係る関税は、申告納税方式が適用される関税である。
- 5 正しい。別送品であっても商業量に達する数量の貨物である場合には、申告納税方式が適用される。